

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が行う契約からの 暴力団排除に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除し、その適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計業務をいう。
- (3) 森林整備業務 本数調整伐、下刈りその他森林整備の請負業務をいう。
- (4) 物品調達等 次に掲げるものをいう。
 - イ 物品の製造の請負
 - ロ 物件の買入れ又は借入れ
 - ハ 役務の提供又は業務の委託(前2号の業務に係るものを除く。)
 - ニ 不用物の売払い
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (8) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (9) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - イ 法人にあっては、役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。
 - ロ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事、その他イに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ハ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。
- (10) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (11) 契約責任者 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約事務取扱規程(平成22年規程第45号)第2条に規定する者をいう。

(対象となる個人又は法人等)

第3条 対象となる個人又は法人等（以下「暴排措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(一般競争入札からの排除)

第4条 契約責任者は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合、若しくは該当するか否かについて疑義がある場合には、当該有資格者等の入札参加を認めないものとする。

- 2 契約責任者は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第5条 契約責任者は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合、若しくは該当するか否かについて疑義がある場合には、当該有資格者等を指名しないものとする。

- 2 契約責任者は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第6条 契約責任者は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合、若しくは該当するか否かについて疑義がある場合には、当該有資格者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約事務取扱規程第3条第3項の規定に関わらず、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約審査会の議を経るものとする。
- 3 契約責任者は、随意契約の場合であっても岐阜県の入札参加資格者名簿に登載されている者から選定するよう努めるものとする。

(契約解除)

- 第7条 契約責任者は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、暴排措置対象法人等に該当する場合には、当該契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 契約責任者は、前項の措置を実施した場合は、速やかに岐阜県に報告するものとする。ただし、岐阜県がすでに当該有資格者等に対し「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を行っている場合若しくは有資格者等が岐阜県の入札参加資格者名簿に登載されていない場合などは、この限りでない。
 - 3 第1項ただし書きの承認は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約事務取扱規程第3条第3項の規定に関わらず、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院契約審査会の議を経るものとする。

(不当介入への対応)

- 第8条 契約責任者は、有資格者等が地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院が発注した契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、警察に通報するよう指導するものとする。
- 2 契約責任者は、不当介入を受けた有資格者等が、警察への通報を行った場合において、不当介入を受けたことにより当該契約につき、履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日より施行する。